

特別点数(主観点数)について (町内業者のみ)

対象工事: 土木一式・建築一式

対象業者: 飯南町内に本店及び主たる営業所等を有する業者

○町内業者: 経営事項審査の総合評定値(P点) + 特別点

○町外業者: 経営事項審査の総合評定値(P点)

○島根県に提出した特別点関係書類のコピーでも可とします。

特別点(主観点)項目等について: 下記のとおり(島根県の基準に準じて項目の一部を適用)

特別点項目		対象	点数	備考
1. 行政処分(それぞれに減点)				
○直近3年間(R3.12.1～R6.10.31)に以下の処分を受けた場合				
・他業種の許可の取消処分	土木・建築	△30点		
・営業停止処分	土木・建築	△20点		
・指示処分	土木・建築	△10点		
2. 指名停止処分				
○直近3年間(R3.12.1～R6.10.31)に受けた指名停止期間		土木・建築	△5点／0.5月	
○指名停止理由が「工事関係者事故」、「公衆損害事故」、「粗雑工事」の場合		土木・建築	△10点／0.5月	
3. 除雪業務(いずれかに加点)				
○R4年度・R5年度の2か年とも契約実績がある場合		土木のみ	20点	
○R4年度・R5年度のどちらか1か年で契約実績がある場合		土木のみ	10点	
4. 防災対策				
○県又は飯南町と防災協定を締結している団体に加盟 (いずれかに加点)		土木・建築	20点	
○災害時の緊急対応の実績 (いずれかに加点)		土木・建築	10点	
○各市町村が認定する消防団協力事業所		土木・建築	5点	
○県と家畜伝染病発生時の対応について対策協定を締結した団体に加盟		土木・建築	10点	
○「島根県地震被災建物応急危険度判定士」を常勤として雇用		建築のみ	1名につき5点	[2名・10点を上限]
5. ボランティア活動(それぞれに加点)				
○ハートフルしまねに登録し、過去3年間(R3～R5年度)に2回以上活動(但し、道路美化作業のみは4回以上)		土木・建築	5点	
○過去3年間(R3～R5年度)に飯南町が実施した、下記ボランティア活動参加実績がある場合		土木・建築	10点	
・企業CSR活動in志津見				
6. 労働安全対策				
○建設業労働災害防止協会に加入し、申請日前の3年(R3.12.1～R6.10.31)以内に同協会の現場安全パトロールに参加実績がある場合		土木・建築	5点	
○安全衛生教育研修(8項目)の受講実績 (申請日前の3年間: R3.12.1～R6.10.31)				
【指定8項目】 ・職長・安全衛生責任者教育 ・建設業職長のためのリスクアセスメント ・新総合工事業者のためのリスクアセスメント(H24.3.31までは総合工事業者のためのリスクアセスメント) ・足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期) ・現場管理者統括管理講習 ・車両系建設機械(整地等)運転業務従事者安全衛生教育(定期) ・建設業等における管理者のための熱中症予防教育 ・職長・安全衛生責任能力向上教育(定期)		土木・建築	1講座ないしは1名につき2点	(最大10点)
7. 雇用の確保				
○申請日前の3年間(R3.12.1～R6.10.31)に雇用時の年齢が29才以下のものを雇用し、かつ、常勤として継続雇用		土木・建築	6点／1名	[5名・30点を上限]
○令和4～6年度名簿に新規雇用者として加点をを行った者の継続雇用		土木・建築	5点／1名	[5名・25点を上限]
○平成31・32(R3)年度名簿に若年者の雇用として加点され、令和4～6年度名簿に継続雇用した者について、建設業法に係る主任技術者になれる資格及び経営事項審査で加点項目となる登録経理士試験1・2級を取得(実務経験は除く) ※対象者が就職する際、既に資格を有している場合は、次の段階の資格(例: 2級施工管理技術者は1級施工管理技術者を取得、1級施工管理技術者は他の主任技術者になり得る資格)を取得した場合に加点		土木・建築	5点／1名	[5名・25点を上限]

8. 建設業労働者の福利向上

○建設業退職金共済事業への加入・履行	土木・建築	4項目全て取り組んでいる場合5点	
○退職一時金制度を導入又は加入	土木・建築		
○企業年金制度に加入	土木・建築		
○法定外労働災害補償制度に加入	土木・建築		

9. 障がい者雇用促進

○雇用義務者が法定雇用障害者数以上を雇用していない	土木・建築	△10点	(最大15点)
○雇用義務者が法定雇用障害者数以上を雇用している	土木・建築	0点	
○雇用義務者が法定雇用障害者数以上の2倍以上雇用している	土木・建築	15点	
○雇用義務のない者が障害者を1名雇用している	土木・建築	7点	
○雇用義務のない者が障害者を2名以上雇用している	土木・建築	15点	
○障害者支援事業所等からの購入金額が120万円／年以上の者	土木・建築	10点	
○重度障害者多数雇用事業所からの購入金額が600万円／年以上の者	土木・建築	10点	

10. 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動

○「学校支援企業等」に登録し、小中高特支生等に対し、職場見学、職場体験を実施し、担い手確保に資する活動を行ったもの（申請日前の3年間：R3.12.1～R6.10.31）	土木・建築	8点	
--	-------	----	--

11. 子育て・女性支援

○子ども・女性見守り運動の実施協力を登録した事業所のうち、運動を実施し、運動内容を担当課への報告している者（申請日前の3年間：R3.12.1～R6.10.31）	土木・建築	2点	
--	-------	----	--

12. 次世代育成支援

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、こころカンパニー認定

○策定義務者が行動計画を策定＋こころカンパニー認定	土木・建築	4点	(最大6点)
○プレミアムこころカンパニー知事表彰を受賞した企業及び殿堂入りした企業（過去3年間：R3～R5年度）	土木・建築	6点	

13. 女性の活躍促進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、しまね女性の活躍応援企業登録

○しまね女性の活躍応援企業登録	土木・建築	4点	
-----------------	-------	----	--

14. 新技術の登録状況

○「しまね・ハツ・建設ブランド」への登録	土木のみ	5点	
----------------------	------	----	--

15. 継続学習への取組状況

○【土木一式及びアスファルト舗装】申請日前5年間（R1.12.1～R6.10.31）にCPDSの取得単位数の合計が100 ユニット以上【土木施工管理継続学習制度・（一社）全国土木施工管理士】	土木のみ	10点	
○【建築一式】過去5年間（H31（R1）～R5年度）にCPDの取得単位数の合計が50単位以上【建築士会継続能力開発制度・（一社）島根県建築士会】、又は、過去5年間（H31（R1）～R5年度）に建築施工管理CPDの取得単位数の合計が20単位以上【（一財）建設業振興基金】	建築のみ	10点	